

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度～平成31年度までの5年間における「教育・保育提供区域」ごとの「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量」と「供給量」を記載した需給計画のこと。

「教育・保育提供区域」とは

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として市町村が定める区域

子育て短期支援事業・妊婦健診 ⇒ 全市

上記以外 ⇒ 行政区

「ニーズ量」とは

特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかに関する見込み量

国が定めた算出手引き等に基づき原則として以下のとおり算出

人口推計 × アンケート調査結果に基づく利用意向率（サービス利用を希望する世帯の割合）

アンケート調査・・・平成25年11月に市内の就学前児童15,000人を無作為抽出して実施した「札幌市子ども・子育て支援ニーズ調査」(6,208件回答。回収率41.4%)

「供給量」とは

特定の保育サービスが施設・事業者によりどれだけ提供されるかに関する見込み量

平成26年7月に幼稚園、保育所、認可外保育施設等の設置者等を対象として実施した意向調査に基づき把握した将来の事業実施意向を踏まえて見込む。

「教育・保育」とは

【1号認定】

- ・ 満3歳以上
- ・ 保育利用なし

【2号認定（学校教育利用希望）】

- ・ 満3歳以上
- ・ 保育利用あり
- ・ 幼稚園の利用を希望

現在でいう幼稚園ニーズ

【2号認定】

- ・ 満3歳以上
- ・ 保育利用あり
- ・ 幼稚園の利用を積極的には希望せず

【3号認定】

- ・ 0歳
- ・ 保育利用あり

【3号認定】

- ・ 1・2歳
- ・ 保育利用あり

現在でいう保育所ニーズ

「地域子ども・子育て支援事業」とは

子ども・子育て支援法に定める以下の13事業

- ① 利用者支援事業（保育コーディネーター）
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン）
- ⑥ 一時預かり事業（一時保育（保育所）、預かり保育（幼稚園））
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミサポ）
- ⑧ 病児保育事業（病後児デイサービス）
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（母子保健訪問指導事業）
- ⑩ 養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

※⑫及び⑬は、国の方針に従って需給計画を作成しない。

供給量確保に関する基本方針

供給量を確保するに当たっては、以下を基本方針とする。なお、「既存施設活用」から「新規整備の抑制」までについては平成26年6月9日開催の札幌市子ども・子育て会議において御了承いただいた。

目標年度

「教育保育」 **平成30年4月1日までに供給量>ニーズ量とする。**
 (待機児童解消加速化プランを踏まえた数値)
 「地域子ども・子育て支援事業」 **平成31年4月1日までに供給量>ニーズ量とする。**
 (第1期計画期間の最終年度)

既存施設活用

就学前の子どもの減少に伴うニーズ量の減少を踏まえ、**可能な限り既存施設を活用して供給量を確保する。**
 具体的には、既存施設・事業の定員増等による供給量増や既存施設の認可施設・事業への移行(幼稚園→認定こども園、認可外保育施設→認可保育所等)を事業者に働きかける。

区間調整

行政区ごとに需給バランスが異なることから、**供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量(余った供給量)を、ニーズ量>供給量となっている隣接する行政区に充当する。**

新規整備の抑制

「既存施設活用」及び「区間調整」によってもなお**必要な供給量を確保できない場合にのみ、新たに施設・事業を整備して供給量を確保する。**

「就学前・就学後児童数」の再推計とニーズ量の変更について

「ニーズ量」の算出の基となる「就学前児童数」について次表のとおり再度推計を行った。

結果、**就学前児童数が当初の見込みよりも増えることとなった(区毎の再推計の結果は資料2のとおり)。**

これを受け、「ニーズ量」もすべての事業について再算定を行った(結果は、資料3のとおり)。

なお、**3号認定(0歳)のニーズ量については、育児休業の取得状況を考慮した再算定も行っている(別紙1のとおり)**
 就学前児童数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就学前児童数(26.5.15の会議でお示した推計数)(A)	85,531	84,328	82,662	81,071	79,423
(A)の前年比	-	-1,203	-1,666	-1,591	-1,648
就学前児童数(再推計した数)(B)	87,207	86,738	85,758	84,741	83,594
(B)の前年比	-	-469	-980	-1,017	-1,147
差((B)-(A))	1,676	2,410	3,096	3,670	4,171

見直し後の推計においても、平成27年度をピークとして就学前児童数が減少を続けるという結果に変わりはないため、「ニーズ量」についても平成27年度をピークとして減少を続けるという傾向に変化はない。

就学後児童数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校就学児童(26.5.15の会議でお示した推計数)(C)	89,711	89,427	89,877	90,208	89,926
(C)の前年比	-	-284	450	331	-282
小学校就学児童数(再推計した数)(D)	90,332	90,341	91,085	91,781	91,884
(D)の前年比	-	9	744	696	103
差(D)-(C)	621	914	1,208	1,573	1,958

※就学前児童数の推計を再度行った理由

前回の人口推計の基となっていた26.4.1の人口数の推計と実績値に無視できない差異が生じたため(26.4.1の就学前児童数が、推計では86,668人に対して実績では87,542人)

※人口推計方法の見直し点

① 前は過去10年間にわたる各年齢ごとの人口変化率を基に推計を行っていたが、今回は直近の動向を反映させるため過去3年分の各年齢ごとの人口変化率を基に人口を再推計⇒人口減少が緩やかに

② 前は人口推計を実施した時期との関係から26.4.1時点の人口は推計に基づいていたが、今回は実績数値を基に算出⇒平成27年4月時点の就学前児童数(推計)が約1,700人増

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需給計画における目標達成年度について

「供給量確保の基本方針」に従って、供給量を確保した結果、すべての保育サービス（「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」）について、「目標年度」までに供給量 \geq ニーズ量とできる（必要な供給量を確保できる）見込みとなった。そのうち、新制度が開始する平成27年度で必要な供給量を確保できないものは網掛け部分のとおり。

事業名等		供給量 \geq ニーズ量になる年度	供給量確保方法	
「教育・保育」	幼稚園 ニーズ	3-5歳教育のみ(1号)	別紙2のとおり。	
		3-5歳保育の必要性あり(2号)学校教育利用希望強い		
	保育所 ニーズ	3-5歳保育の必要性あり(2号)学校教育利用希望強い以外		
		0歳保育の必要性あり(3号)		
	1・2歳保育の必要性あり(3号)	平成30年度		
「地域子ども・子育て支援事業」	利用者支援に関する事業		平成31年度	平成31年度に新たに設置する予定公立施設1か所において、利用者支援事業を実施
	時間外保育事業		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保。ただし、事業の性質上、現に通園している園で実施する必要があるため、引き続き実施園は増やすよう努力する。
	放課後児童健全育成事業		平成27年度	平成27年度は、現状のままで必要な供給量を確保。ただし、28年度以降は、ニーズ量の増加により、一部の区において供給量を増やす必要がある。また、事業の性質上、子どもが通える範囲で実施する必要があるため、児童クラブのない小学校区での供給量確保にも努める。なお、別紙3のとおり「ニーズ量」及び「供給量」の算定に関する基本的な考え方を変更
	子育て短期支援事業(ショートステイ)		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保
	地域子育て支援拠点事業		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保。ただし、平成26年度中に市内に97か所の常設子育てサロンを設置できることが前提
	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))		平成31年度	既存幼稚園における実施日数・定員規模を増やす
	一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		平成28年度	28.4.1時点の①一時預かり事業実施園を192園に増やし(26.4.1現在162園)、②さっぽろ緊急ネットワークの提供会員数を545人に増やす(26.4.1現在457人)
	病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)		平成30年度	28.4.1時点の札幌市子ども緊急サポートネットワークの提供会員数を441人に増やす(26.4.1現在245人)
	子育て援助活動支援事業(就学後)		平成29年度	29.4.1時点のさっぽろ子育てサポートセンターの提供会員数を248人に増やす(26.4.1現在193人)
	乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保
	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保
妊婦に対する健康診査		平成27年度	現状のままで必要な供給量を確保	

0歳児保育の量の見込みの修正について（御報告）

1 0歳児保育の量の見込みに係る再算出方法の国からの提示

- ① 平成26年6月4日に開催された自治体職員向け新制度説明会にて、0歳児保育の量の見込みの算出について以下のとおり国から報告があった。

<国の資料（平成26年6月4日自治体職員向け新制度説明会）より>

3号のうちの0歳児の「量の見込み」については、育児休業制度があるにもかかわらず、1-2歳児とあまり変わらない水準となることが見込まれる。これは、「作業の手引き」（平成26年1月20日付け事務連絡）の計算方法によると、育児休業の取得状況が必ずしも反映されていない数値となることなどによるものと考えられる。

このため、国において、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出する方法を検討し、お示しすることとしたい。

- ② このことから、札幌市においては、平成26年度第2回札幌市子ども・子育て会議（6月9日開催）にて、国から新たな量の見込みの算出方法が示され次第、これに基づいて量の見込みを改めて算出させていただく旨を御報告した。
- ③ 国から、よりニーズの実態に近いと考えられる量の見込みを算出する方法が7月10日に示されたことから、0歳児の量の見込みを再算出した。

具体的には、以下の事項を考慮して0歳児保育の量の見込みを再算定したもの。

当初の算定方法	国が示した見直し後の算定方法
現在の育児休業取得状況が必ずしも反映されない	現在の育児休業取得状況を考慮してニーズ量を算出
1歳児以降に確実に保育所等を利用できれば保育所入所のために育児休業を切り上げるといふ行動が抑制されるはずであるのに、その状況が必ずしも反映されない。	アンケート調査において1歳から必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得したいと回答した者を考慮してニーズ量を算出
1年超の育児休業を取得する者が一定程度存在するのに必ずしも反映されない。	1年超の育休取得希望の考慮
0歳児クラスは出生に伴い、年度末にかけて徐々に利用対象者が増えるという特殊要因があるが、必ずしも反映されない。	段階的に利用者が増加することを前提としてニーズ量算出

2 再算出後の0歳児保育の量の見込み

資料1 2ページに記載の就学前児童数の再推計結果と併せて再算出した0歳児保育の量の見込み（平成27年度）は以下のとおり。

再算出前：5,763人 → 再算出後：2,420人

「教育・保育」の「ニーズ量」に対して確保する「供給量」の内容及び時期について

0~2歳のニーズ量が不足⇒供給量確保が必

26.4.1時点	幼稚園	保育所		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
供給量(認可定員)	29,440	22,587		
ニーズ量(入所児童数+待機児童数)	26,117	13,731	1,768	8,680

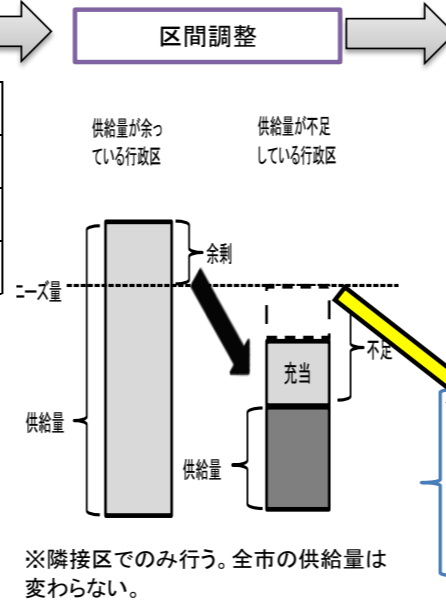
↓ ニーズの増大 ↓

30.4.1時点	幼稚園	保育所		
	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
ニーズ量	26,908	13,681	2,284	9,854
不足分	不足なし	▲3,232		

既存施設の活用

手法	定員増(2・3号)
①入所実績に応じた定員拡大	495人
②認定こども園への移行	627人
③認可外施設から認可施設・事業への移行	764人

※このほか、平成26年度中の整備により、1,960人分の2・3号の定員を確保予定



「既存施設活用」と「区間調整」をした結果、「目標年度」である平成30年度時点での需給バランス

教育・保育の区分	需給状況
1号+2号(学校教育利用希望)	供給量>ニーズ量
2号(学校教育利用希望以外)	
3号(0歳)	ニーズ量>供給量 ・中央区:225人分不足 ・豊平区:5人分不足 ・手稲区:197人分不足
3号(1・2歳)	

不足分の供給量確保が必要

供給量の確保方法

供給量が不足している行政区で以下のとおり供給量を確保!

【3号】新規事業を整備

- 中央区:小規模保育事業A型 ⇒12件(19人×12件=228人)
- 豊平区:家庭的保育事業 ⇒1件(5人)
- 手稲区:小規模保育事業A型 ⇒11件(19人×11件=209人)

年度・区分		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
		1号(3~5歳)	2号(3~5歳)		3号		1号(3~5歳)	2号(3~5歳)		3号		1号(3~5歳)	2号(3~5歳)		3号		1号(3~5歳)	2号(3~5歳)		3号		1号(3~5歳)	2号(3~5歳)		3号	
		学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	学校教育利用希望強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
①量の見込み	必要利用定員総数	23,163	3,999	13,870	12,682	23,127	3,991	13,828	12,612	23,049	3,972	13,750	12,289	22,961	3,947	13,681	12,138	22,773	3,905	13,552	11,915	2,246	9,669			
②確保の内容	特定教育・保育施設	7,070	13,911	2,706	8,476	12,741	14,094	2,773	8,658	14,270	14,164	2,818	8,802	15,597	14,164	2,823	8,836	15,645	14,155	2,826	8,832					
	確認を受けない幼稚園	20,272				14,951				13,631				12,346				12,345								
	特定地域型保育事業			227	634			245	830			247	999			253	1,140			253	1,140					
	認可外保育施設等(市財政支援あり)			100	18	80			0	0			0	0			0	0			0	0				
	区間調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
②-①	過不足	180	141	531	-1,072	574	266	648	-754	880	414	740	-163	1,035	483	792	122	1,312	603	833	303					
	認定こども園特例枠	27	0	41	13	0	79	0	30	20	59	40	0	0	24	25	20	0	0	0	0	0	0			

全市を単位としてみると3号(1・2歳以外)は、平成27年度時点ですべて需給バランスがプラス(施設等が余っている)。ただし、行政区ごとに見た場合には需給バランスがマイナス(施設等が不足している)行政区もあるため、施設等を新たに認可していくことが必要

- <参考>H26⇒H27 新規認可等施設数一覧
- 認定こども園 7件
 - 認可保育所 29件
 - 小規模A 27件
 - 小規模B 8件
 - 小規模C 10件
 - 保育ママ 14件
 - 事業所内 13件
 - 新制度に移行する幼稚園 29件

- H27⇒H28 新規認可等施設数一覧
- 認定こども園 21件
 - 認可保育所 3件
 - 小規模A 10件
 - 小規模B 1件
 - 小規模C 0件
 - 保育ママ 1件
 - 事業所内 1件
 - 新制度に移行する幼稚園 12件

- H28⇒H29 新規認可等施設数一覧
- 認定こども園 10件
 - 認可保育所 1件
 - 小規模A 8件
 - 小規模B 0件
 - 小規模C 0件
 - 保育ママ 0件
 - 事業所内 1件
 - 新制度に移行する幼稚園 3件

- H29⇒H30 新規認可等施設数一覧
- 認定こども園 5件
 - 認可保育所 0件
 - 小規模A 8件
 - 小規模B 0件
 - 小規模C 0件
 - 保育ママ 0件
 - 事業所内 0件
 - 新制度に移行する幼稚園 4件

需給バランスがマイナス(施設等が不足している)であった3号(1・2歳児)の需給バランスが平成30年度時点でプラスに転じることにより、1号~3号すべてのニーズに対して必要な供給量を確保 ⇒新制度の最大の目標を達成!

参考
H30⇒H31 新規認可等施設数一覧

- 認定こども園 5件
- 新制度に移行する幼稚園 0件
- 31年度時点における新制度に移行した幼稚園 合計 42園

※いったん新制度に移行する幼稚園となった後に認定こども園となる幼稚園が6園あるため、各年度の合計とは一致しない。

現在、さっぽろ保育ルームとして運営しながら平成27年4月に認可保育所等に移行することができないものについては主に待機児童対策の観点から平成27年度のみ「認可外保育施設等(市財政支援あり)」として供給量に含める予定

地域型保育事業を新設するに当たっては以下のとおり優先順位を設ける(上位の事業による供給量確保が困難であると市長が認める場合に限り、下位の事業を認可)

① 小規模保育事業(A型) ⇒ ② 小規模保育事業(B型) ⇒ ③ 小規模保育事業(C型)・家庭的保育事業 ⇒ ④ 事業所内保育事業 ※ 居宅訪問型保育事業は、供給量確保施策として位置付けない(認可しない)。

認定こども園特例枠については、意向調査で認定こども園化を希望したすべての施設を認める形で設ける(すべて認めたとしても需給バランスを大きく損なうことがないと判断)。

量の見込み及び供給量の算出方法の新旧対照表（放課後児童健全育成事業）

旧						新						備 考
【量の見込み】						【量の見込み】						統計を最新値に変更
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全体	13,586	13,690	13,847	13,860	13,747	全体	14,285	14,538	14,745	14,757	14,709	
低学年	10,911	11,010	11,225	11,119	10,997	低学年	11,424	11,567	11,608	11,534	11,477	
高学年	2,675	2,680	2,622	2,741	2,750	高学年	2,861	2,971	3,137	3,223	3,232	
【量の見込みの算出方法】						【量の見込みの算出方法】						
新1年生は国手引きにより、2年生から6年生は前年度の登録実績（1～5年生）に過去の学年進行による逓減率をかけて算出した。						新1年生は国手引きにより、2年生から6年生は前年度の登録実績（1～5年生）に過去の学年進行による逓減率をかけて算出した。						
25年度						26年度						
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生		
3,979	3,546	2,637	1,594	621		4,303	3,834	2,893	1,572	793		
逓減率：23年度～25年度実績の平均による						逓減率：24年度～26年度実績の平均による						
1年→2年	2年→3年	3年→4年	4年→5年	5年→6年		1年→2年	2年→3年	3年→4年	4年→5年	5年→6年		
0.92	0.77	0.54	0.45	0.57		0.94	0.79	0.58	0.48	0.55		
【供給量の算出方法】						【供給量の算出方法】						供給主体に民間児童育成会を追加
児童会館及びミニ児童会館における児童クラブの専用区画の面積を1.65㎡で割った数を供給見込み量とした。						児童会館及びミニ児童会館における児童クラブの専用区画の面積を1.65㎡で割った数に加え、民間児童育成会の利用実績を供給見込み量とした。						
※平成27年度：15,157						※平成27年度：16,753						